

取引開始基準

フジミ証券株式会社

当社はお客様の知識、投資経験、資産状況、取引を行う目的等に適した取引を始めていただくために、取引開始基準を次の通り定めています。

1. 当社は、次の各号に該当する方は、いかなる事由があろうとも受託を一切しないものとする。
 - (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者
 - (6) 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
2. 当社の対面取引では、次の各号に該当する方は、適合性の原則に照らして不適當と認められるので、原則として受託を行わないものとする。
 - (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者
 - (4) 満 75 歳以上の高齢者
 - (5) 職業を有し、年間の総収入が 500 万円に満たない者
 - (6) 社会経験の乏しい 30 歳未満の若年者
 - (7) 非居住者に該当する者
 - (8) 商品先物取引の経験がない者
 - (9) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者
3. 当社の電子取引では、次の各号に該当する方は、適合性の原則に照らして不適當と認められるので、原則として受託を行わないものとする。
 - (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (3) 年収が 300 万円未満かつ金融資産が 300 万円未満の者
 - (4) 75 歳以上の高齢者
 - (5) 社会経験の乏しい 25 歳未満の若年者
 - (6) 非居住者に該当する者
 - (7) 事業目的、事業内容、財務内容等から商品先物取引を行うことが不適合と認められる法人
 - (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者

以上